

全中連 ニュース

○編集・発行／一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会
○TEL03(6225)2620 FAX03(6225)2643

○〒103-0015 東京都中央区日本橋3-1 4-1 新々会館9階
○ホームページ<<https://zenchuren-group.jp>>

事業を積極的に展開して会員へのサポート体制を強化する 令和5年度全中連社員総会開催

5月26日（金）、東京都中央区のロイヤルパークホテルにおいて令和5年度の定時社員総会が開催されました。

最初に「全中連模範的な優秀技能者表彰」の表彰式が行われ、3名の方に賞状が授与されました。続いて審議では令和4年度事業報告と収支決算、同監査報告、常勤役員の報酬・手当及び費用弁償規程制定など、上程された5議案は原案通り承認されました。



令和5年度の事業計画については、コロナ禍において経営基盤が脆弱化した事業所の経営活動をリスクマネジメントする「全中連トータルサポートプラン」と休業補償に特化した新たな保険制度「所得補償サポートプラン」の一層の普及と建設業界における深刻な人手不足の解消として国が進めている特定技能外国人の受入れをサポートするための「外国人技能者支援事業」を積極的に展開することとしました。

さらに、労務安全並びに安全衛生に関する啓発・教育の一環として令和5年1月から実施している「石綿取扱い作業従事者特別教育」とともに、建築物解体の際に石綿含有建材が使用されているかどうかの調査を行う「建築物石綿含有建材調査者講習」を積極的に行うこととしました。

令和5年度の取組み事業については以下の通りです。

令和5年度の取組み事業について

- (1) 全中連外国人技能者支援事業の推進
- (2) 建設キャリアアップシステムにおける事業者、技能者情報の代理登録申請の推進
- (3) 労務安全等に関する啓発・教育講習等の実施
 - ・石綿取扱い作業従事者特別教育
 - ・建築物石綿含有建材調査者講習
- (4) 全中連トータルサポートプラン及び所得補償サポートプランの普及
- (5) 全中連総合補償制度の普及
- (6) 建設国保の母体組織としての加入促進・連携の強化
- (7) 職長・安全衛生責任者教育講習の推進
- (8) 財政基盤の確立・組織拡充に関する活動
- (9) 国土交通省の政策等に関わる課題等への取組み・検討
- (10) 建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会に係る対応
- (11) 表彰規程に基づく模範的な優秀技能者表彰の実施
- (12) 広報関連（全中連ニュースの発行並びにホームページの充実）

全中連模範的な優秀技能者表彰行われる

令和5年度の定時社員総会において「全中連模範的な優秀技能者表彰」が行われ、受賞者3名の所属する団体代表者が代理として上田会長から賞状を受取りました。

■以下の方々が受賞されました。

- 須 磨 精 造 （一般社団法人北陸建設業協会）
- 中 田 康 一 （三重県建築業組合連合会）
- 山 口 匠 （三重県建築業組合連合会）



■模範的な優秀技能者表彰の目的

長年にわたり建設工事業に携わり、技能向上、無事故施工、後進の指導・育成等に積極的に貢献されてきた方を表彰し、技能者各位の地位の向上を目指すことを目的に実施される全中連の会長表彰制度。

■模範的な優秀技能者表彰の基準

模範的な優秀技能者の表彰は、次の各号すべてを満たすものについて行う。

- ① 技能士、施工管理技士または建築士を有している。
- ② 建設技能者として20年以上の実務経験を有する。
- ③ 人物的に優れており、他の模範と認められる。

石綿特別教育・石綿含有調査者講習開催

労務安全並びに安全衛生に関する啓発・教育の一環として、労働安全衛生規則第36条第37号に基づく石綿取扱い作業従事者特別教育と建築物石綿含有建材調査者講習を実施しました。

石綿障害予防規則の改正により、事業者は建築物の解体または改修を行う際は石綿等使用有無について建築物石綿含有建材調査者による事前調査（石綿則第3条）が令和5年10月1日より義務付けられています。

また、石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業（石綿則第4条）を行う際は、本特別教育の修了者を就かせることが事業者には義務付けられていることから、会員団体の要請に応じてそれぞれ開催しました。

■建築物石綿含有建材調査者講習

<石川県会場>

- 開催日：令和5年6月19日（月）～20日（火）
- 共催団体：一般社団法人 北陸建設業協会
一般社団法人 建設人材支援機構
- 会場：金沢勤労者プラザ（金沢市）
- 受講者：15名



石川県会場

■石綿取扱い作業従事者特別教育

<富山県会場>

- 開催日：令和5年6月21日（水）
- 共催団体：一般社団法人 北陸建設業協会
一般社団法人 建設人材支援機構
- 会場：富山県民会館（富山市）
- 受講者：12名



富山県会場

建設技能者の処遇改善へ能力別収入4段階で目安

国土交通省は、建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会において建設キャリアアップシステム（CCUS）レベル別年収を発表しました。建設技能者の処遇改善を目指して経験年数や資格・能力に応じた4段階の賃金目安を設定し、最も熟練した技能者の場合、全職業平均の標準年収を707万円と試算しました。

若い世代が建設業技能者として入職して技能・経験を重ね、キャリアパス（仕事の最終目標を定め進む道筋）の見通しをもって働き続けることができるとともに、事業者が技能・経験に応じた賃金支払を目指す具体的なイメージを業界・官民全体で共有することにより、賃上げや適正価格での受発注の促進を促すとしています。

技能者の持つ資格や就業実績を専用カードに登録・蓄積するCCUSでは経験年数と保有資格を基に、①見習い（初級/5年未満相当）、②一人前（中堅/5年以上10年未満相当）、③職長レベル（10年以上または1級技能士相当）、④高度なマネジメント能力を持つ技能者（登録基幹技能者相当）の4段階でレベルが設定され、全職種平均では①501万円、②569万円、③628万円、④707万円とする賃金上昇の目安を示しました。

また、レベルごとに上位、中位、下位の金額も提示しています。例えば建築大工の場合、標準年収を①下位367万円、中位492万円、上位617万円、②下位428万円、中位566万円、上位704万円、③下位475万円、中位634万円、上位793万円、④下位542万円、中位694万円、上位847万円としています。

なお、事業者の規模や地域の実情によって賃金水準にはばらつきがあるため、標準年収とは別に高額・低額のモデル年収も表示して幅を持たせています

一方、CCUSに登録している技能者約120万人のほとんどが①レベルであり、②～④レベルと評価された技能者は10万人未満となっています。これは、システムに登録後に能力評価の申請や審査が進んでいないことから、国土交通省では今後システム登録時に能力評価を併せて申請できるようにするなど手続きのワンストップ化を目指すとしており、技能者が能力に応じた賃金を受け取れるよう環境を整備するとしています。

全国(全分野)年収

レベル1(下位～中位)	レベル2(中位)	レベル3(中位)	レベル4(中位～上位)
3,740,000～5,010,000 円	5,690,000 円	6,280,000 円	7,070,000～8,770,000 円

※「上位」は上位15%の賃金水準であり、最上値ではない。

分野別でのレベル別年収の試算例

能力評価分野	レベル4 (中位～上位)	能力評価分野	レベル4 (中位～上位)
電気工事	6,250,000～7,690,000 円	型 枠	7,080,000～8,630,000 円
建築塗装	7,030,000～8,580,000 円	配 管	6,120,000～7,540,000 円
左 官	6,760,000～8,250,000 円	と び	6,970,000～8,510,000 円
機械土工	7,120,000～8,900,000 円	建築大工	6,940,000～8,470,000 円
鉄 筋	6,960,000～8,490,000 円	土 工	6,790,000～8,490,000 円

※CCUSレベル別年収は、令和4年度公共事業労務費調査の結果をもとにCCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成。

※労務費調査の各レベルの標本において、「上位」の値は上位15%程度、「中位」の値は平均、「下位」の値は下位15%程度の全国の年収相当として作成(必ずしも「上位」が都市部、「下位」が地方の年収相当を表すものではない)。

※「分野別でのレベル別年収の試算例」では、最新の国勢調査における技能者数が多い10分野を記載。

いよいよ建設業の2024年問題まで、あと半年に迫りました。対応の準備は進んでいますでしょうか？これから準備に取り掛かる、または何から始めればいいのか分からないという事業主様中にはいらっしゃるかもしれません。建設業の2024年問題とは何なのか、会社としてどのように対応していく必要があるのか、今回確認していきましょう。

働き方改革の一環である長時間労働の是正として、2019年4月から時間外労働の上限が、以下の通り規制されました。違反した企業には罰則が科せられます。

<原則：月45時間、年360時間>

ただし、臨時的な特別な事情があり労使間で合意する場合は、特別に次の範囲で時間外労働をさせることが可能（特別条項といいます）。

- ・時間外労働が年720時間以内
- ・時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- ・時間外労働と休日労働の合計が2～6ヶ月のどの複数月をとっても、月平均80時間未満
- ・時間外労働が月45時間を超えることができる回数は、年6回まで

これまで建設業では、上記の上限規制に5年間の猶予が与えられており、適用除外とされてきました。36協定の特別条項を締結していれば、年720時間を超える時間外労働が可能だったのです。しかし、この猶予期間が2024年3月31日で終了します。人手不足や短納期の工事等で長時間労働が常態化していた建設業でも、2024年4月1日からは、上記の上限規制を遵守しなければなりません。これが建設業の2024年問題です。

この上限規制に対応するためには、まずは「会社の現状」を把握することが必要不可欠です。その上で、具体的に次のような労働環境の整備を行うことが必要となります。

- ・適切な労働時間の管理体制(勤怠管理システムの導入等)及び給与体系の構築
- ・各社員の業務量の把握及び業務分担
- ・人材の確保と育成並びに定着
- ・休日及び休暇の確保
- ・業務の効率化・生産性の向上

これらの事にすぐに取り組むのは難しいですが、まだあと半年ありますので、今から準備を始めることをお勧めします。また、これまで建設業が使用していた36協定「様式第9号の4」は、2024年4月1日以降に締結する場合は、新様式(他業種と同じ様式)に移行しなければならないことにも留意してください。

令和5年度 全国労働衛生週間

期間 令和5年10月1日(日)～7日(土)

スローガン 目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場

全国労働衛生週間は、働く人の健康の確保・増進を図り、快適に働くことができる職場づくりに取り組む週間です。

昭和25年に第1回が実施されて以来、本年度で第74回を迎えます。

この機会に自主的な労働衛生管理活動の大切さを見直し、積極的に健康づくりに取り組んでみましょう。



20年後技能者不足さらに深刻 着工数減にも追いつかず

野村総合研究所(東京都千代田区)が発表した「2040年度の新設住宅着工戸数予測」によると、着工戸数は22年度の86万戸から徐々に減少し、30年度には74万戸、40年度には55万戸(22年度比36%減)になると見通しています。同時に、住宅建設に関わる技能者の減少は住宅着工戸数が減少するペースよりも早いため、今後ますます担い手不足に拍車がかかると予想しています。

40年度の利用関係別の新設住宅着工戸数は、持家は15万戸(22年度25万戸)、分譲住宅は12万戸(同26万戸)、貸家・給与住宅は28万戸(同35万戸)と、いずれも減少すると予想しています。

リフォーム市場(耐久消費財、インテリア費用など含む)は、わずかながらも成長を続け、25年度に7兆円台後半、30年度に8兆円台、40年には8兆円台後半になると見込んでいます。修繕や増築・改築工事など狭義のリフォーム市場の規模はそれよりも約1兆円低くなる予想です。

技能者数については、20年の技能者数約82万人から40年には約51万人にまで減少すると予測しています。住宅需要と供給力のバランスが取れていた10年頃の住宅建設技能者1人あたりの新設住宅着工戸数は年間約0.8戸であったのに対し、25年以降は約1.1戸になると予想しており、建設現場の生産性を約1.3倍引き上げなければ、需要に追いつかないと指摘しています。

ご存じですか インボイスコールセンター

新しい仕入れ税額控除方式のインボイス制度がいよいよ10月1日より導入されます。請求書フォーマットやシステムの変更だけでなく、課税事業者は基本的に申請・導入する必要があるため、事前準備が必要です。インボイス制度及び消費税の軽減税率制度に関する一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンター(インボイス制度電話相談センター)で受付けています。

■インボイスコールセンターでお答えするご質問の具体例

- ①インボイス発行事業者の登録申請手続についての一般的なご質問
- ②インボイスに記載する内容についての一般的なご質問
- ③軽減税率の対象品目についての一般的な考え方 など

※消費税に関する一般的なご相談(制度や法令等の解釈・適用についてのご相談や手続案内など)については、各国税局に設置する「国税局電話相談センター」において、国税局の職員が対応します。

※個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認する必要がある相談)を希望される方については、所轄の税務署において面接での相談を受けています。

※面接相談を希望される場合は、あらかじめ所轄の税務署に電話(音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください)により面接日時等の予約ができます。

インボイスコールセンター(インボイス制度電話相談センター)へのお問い合わせ

【電話番号】フリーダイヤル 0120-205-553 (無料)

【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

※注意・ご利用の電話機によっては、上記フリーダイヤルにつながらない場合があります。

- ・その場合は所轄の税務署に電話のうえ自動音声案内に沿って「3」を選択するとインボイスコールセンターにつながります(通話料がかかります)。
- ・自動音声案内に沿って「3」を選択した場合でも、午前8時30分から午前9時の間、及びインボイスコールセンターの回線が満線の場合は、各国税局の電話相談センターが質問やご相談に対応します。

施主さん・元請さんに迷惑をかけないための 総合補償制度

全中連トータルサポートプラン

建設工事28職種（解体業を除く）が加入できる「全中連トータルサポートプラン」は、現場において発生するさまざまな事故・災害への補償を行うとともに、事業所の経営安定をサポートする保険です。

補償内容は、①第三者賠償補償サポート、②工事補償サポート、③傷害補償サポート（事業者用・一人親方用の2種類）から構成されており、この中から必要な補償を選択して利用することができます。また、連合会ならではのスケールメリットを適用した割安な保険料となっていますので、さまざまなリスク回避と事業の安定を図る上でも必要な補償制度として、多くの会員事業者の皆様にご利用されています。

選べる3つのサポート

第三者賠償補償サポート<請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・施設所有管理者賠償責任保険>

基本補償	工事中の事故(資材の落下で通行人がけがをした、誤って壁に穴をあけてしまった等)のみならず、引き渡し後の事故(家の壁が崩れて隣家を損壊した、配管の施工不良による水漏れで家具が汚損した等)や、現場の資材置き場に子供が立ち入ってケガをした等について補償します。
自動補償	「支給財物の損壊に対する補償」と「作業対象物の損壊に対する補償」が自動セットされています。
保険金額	1事故あたりの支払限度額は「1億円」と「3億円」の2プラン(自己負担額3万円)
オプション	「リース・レンタル財物損害補償」と「生産物・仕事の目的物の村会に対する補償」が追加できます。

工事補償サポート<1年間の全ての工事をまとめて補償>

(1) 火災、台風、作業ミス等()自然災害・人的災害、偶然な事故により工事対象物に生じた損害を補償します。
(2) 工事現場における荷下ろし開始から引渡しまでの不測かつ突発的な事故による損害を補償します。
(3) 工事の目的物、目的物に付随する仮工事の目的物、配線・配管・設備等の工事用仮設物、工事用仮設建設物及び収容されている什器・備品・工事用材料・工事用仮設材について補償します。
(4) 工事用材料、工事用仮設材は資材置場等から工事現場までのお客様による運送中も補償します。

障害補償サポート<事業者用プラン一人親方用プランがあります>

(1) 業務中にケガ等を負った場合、貴社が災害補償規程に等に基づいて支出する補償金や臨時に発生する費用に対して、政府労災の認定に関係なくお支払いします。
(2) 補償の対象となる方 ＜事業者用プラン＞役員・個人事業主・正規従業員・臨時雇従業員(アルバイト)、下請負人及びその構成員(派遣社員は含みません)。親族が従業員である場合も含みます。 ※経営審査事項(W1)で15ポイントの加点が可能です。 ＜一人親方プラン＞一人親方の事業者、正規従業員が同居の親族のみの事業者。

中途加入随時受け中

- 全中連では、トータルサポートプランの中途加入を随時受け付けています(申込み締切り:毎月20日)。
- 申込み・お問い合わせについては、事務局(TEL 03-5651-7301/担当:佐藤)までご連絡ください。
- 詳しくは、ホームページ<zenchuren-group.jp>掲載のパンフレットをご覧ください。

ケガ休業・病気入院をカバー 全中連総合補償制度

ケガによる休業や病気による入院から事業所経営を守る全中連総合補償制度は、事業主・役員・従業員の皆さんが入るグループ傷害保険です。「ケガ休業プラン」と「ケガ休業プラン+病気入院プラン」がありますので、事業所の福利厚生にご活用ください。

ケガによる休業を24時間補償（工作中・プライベート・地震も）

■ケガ休業プラン

事故によるケガが原因で事故日を含めて180日以内、かつ、保険期間内に就業不能になった場合に以下の保険金をお支払いします。

- 休業療養保険金 就業不能開始日から30日を限度に日額をお支払い
- 手術療養保険金 休業療養保険金がお支払われる場合で、1事故につき1回お支払い
- 入院療養一時金 休業療養保険金がお支払われる場合で、1泊2日以上入院日数が通算8日以上になったときにお支払い
- 長期休業療養一時金 休業療養保険金がお支払われる場合で、30日間連続して就業不可となり、31日目も就業不能が継続しているときにお支払い
- 死亡保険金 事故によるケガが原因で、事故日を含めて180日以内に亡くなられたときにお支払い
- 後遺障害保険金 事故によるケガが原因で、事故日を含めて180日以内に身体に障害が残ったときに、障害の程度に応じてお支払い

※フルタイム補償特約：業務中及び業務中以外（日常生活・休暇）のケガも補償します。

※地震・噴火・津波危険補償特約：地震や噴火、津波が原因でケガをしたときに保険金をお支払いします。

※有毒ガス・有毒物質による急性中毒・細菌性食中毒・ウイルス性食中毒についても保険金をお支払いします。

告知（医師の診断）不要で加入できます

■病気入院プラン

病気の治療のために1泊2日以上継続して入院したとき、30日を限度に日額をお支払いします。

※業務による症状補償特約：業務に起因して生じた症状（熱射病・日射病等）も保険金をお支払いします。

※新型コロナウイルス感染症による入院も保険金をお支払いします。

事業所の福利厚生として、充実補償の“**ケガ休業+病気入院プラン**”を是非ご検討ください
病気入院プランのみの加入はできません。

■掛け金について

- ・「建設作業の方」と「事務・営業の方」の2種類をご用意しています。
- ・毎月払いと年払い（約9%安くなっています）があります。

■申込みについて

- ・法人・個人いずれもご加入できます
- ・ケガ休業プランは1名以上、ケガ休業・病気入院プランについては2名以上の加入が必要です（事業所全員の加入が必要です）。
- ・ケガ休業プランは80歳までの方が加入できます。
- ・ケガ休業プラン+病気入院プランは69歳までの方が加入できます。
- ・中途加入も随時受付します（申込み締切り：毎月20日）。

■お問い合わせについて

- ・事務局（TEL 03-5651-7301／担当：佐藤）までご連絡ください。
- ・詳しくは、ホームページ<zenchuren-group.jp>掲載のパンフレットをご覧ください。



10月より墜落・転落防止対策が強化される

労働安全衛生規則567条1項、2項では、その日の足場作業を開始する前や、悪天候の後などに足場作業を行うときは、足場の点検が事業者には義務づけられています。

労働安全衛生規則

2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

しかしながら、足場からの墜落・転落災害が発生している事業者では、このような点検が行われていない事例が見られます。また「足場からの墜落・転落防止総合対策推進要綱」（平成27年5月20日付け基安発0520第1号）では、点検実施者は業者が指名することとされていることから、今回の改正では事業者が注文者による足場の点検が確実に行われるようにするために、点検者をあらかじめ指名することを義務づけることになりました。

さらに、労働安全衛生規則567条3項では、点検結果の記録、保存が義務づけられています。

労働安全衛生規則（点検）

3 事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

今回の改正では、この記録、保存内容に「点検者の氏名」が追加されます。これら点検者の事前指名および点検者氏名の記録・保存は足場点検の確実な実施を目的に義務づけられ、今年10月1日に施行されます。

一側足場の使用範囲の明確化【2024年4月から】

一側足場とは足場の構築方法の一つで、建地（柱の支柱となる垂直材）が内側と外側の2本で構成される二側足場を組むスペースのない狭い場所で組まれるもので、建地が1本で構成されています。

一側足場は狭い現場で使用されることが多いことから、手すりなどの設置が困難であり、安全衛生規則で定められた墜落防止措置の適用外とされています。一方で、2019年～21年に発生した「足場からの墜落・転落による死亡災害」は、56件中8件が一側足場から発生しています。

今回の改正では、幅1メートル以上の場所では二側足場の使用を義務づけて、一側足場の使用範囲の明確化を図ります。なお、つり足場を使用するときや障害物があるなどして二側足場の使用が難しいときは、この限りではないとしています。

建設国保に加入しませんか！

◇建設国保は全国の大工、とび、鉄筋、土木、造園、塗装、左官、板金、電気など建設工事業に従事している方やその家族のために設立された国民健康保険組合です。

○新規加入できる方

個人事業所の事業主と従業員、一人親方

○建設国保の保険料

保険料は業態と年齢・家族数によって決まります。所得で保険料は変わりません。

組合のホームページで保険料の試算ができます



※詳しくは組合ホームページをご覧ください <http://www.kensetsukokuho.or.jp/>

全国建設工事業国民健康保険組合

〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町 12-4
TEL:03-5652-7001 FAX:03-5652-7035